

# 放課後児童クラブ学童指導員募集 にじいろクラブ(那須高原小学校隣接地)

■就業時間 ○平日 午後1時～6時45分 ○土曜日 午前8時～午後5時  
 ○学校が長期休暇の場合は、午前8時～午後6時45分の間で5～6時間  
 ※土曜日に勤務できる方、経験者および有資格者を優先します。勤務時間や日数は相談に応じます。賃金等はお問合せください。



■申込み・問合せ にじいろクラブ(午後2時～6時) ☎73-5216

## 町健康ポイント事業(第2期) 歩いて貯めて健康と景品をゲット!

町民の方々の健康的な生活習慣のきっかけづくりと定着を目指し、「那須町健康ポイント事業」を実施しています。

スマートフォンや歩数計を使って、楽しみながらお得に健康づくりをしてみませんか。

▼対象者 町内に住民登録がある20歳以上の方

※先着300人(スマートフォンアプリ参加者200人、歩数計参加者100人)

※1人につき1つのIDを登録できます。

▼事業の流れ

①参加する  
 ・スマートフォンアプリで参加する場合

左記コードから歩数計アプリをダウンロードし参加登録する  
 (団体コード:nasu)



iPhone



Android

・歩数計で参加する場合

保健センターへ電話または電子メールで申し込みできます。歩数計は、10月1日開催予定の事前説明会で配付します。

※説明会は完全予約制です。予約がない方へは歩数計をお渡しできません。

※歩数計の郵送はできません。

②ポイントを貯める

歩数のほか、健康診査、各種がん検診、献血等への参加でポイントを貯めることができます。(アプリ内または歩数計の方はタッチポイントにて歩数送信が必要)

③抽選 貯まったポイントを2,000ポイント以上(最大500ポイント)として、景品の抽選に応募でき、当選すると、後日景品が届きます。

▼締切り 9月30日まで

▼申込み・問合せ 保健センター ☎72-5858



## 旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給します。

▼対象者 次の①または②に該当

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)

②右の①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかでない手術などを受けた方を除きます)

※対象とならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼請求手続き 請求書と添付書類を次の問い合わせ窓口へ提出(郵送による提出も可)

※請求書や添付書類(診断書、領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、県ホームページや問合せ窓口でも配付しています。

▼請求期限 令和6年4月23日

▼一時金の金額 320万円(一律)

▼問合せ 県旧優生保護法関係相談窓口(栃木県保健福祉部) とも政策課母子保健担当内

☎028-623-3064

〒320-0027

宇都宮市埜田1-1-20

栃木県庁本庁舎5階

## 母子手帳アプリ『Hapi NASUダイアリー』のご案内

妊娠から子育て中の全てのライフステージにあわせて町から子育てに関する情報を受け取ることができ、子どもの成長記録や予防接種の管理ができます。

ぜひ母子健康手帳とあわせてご活用ください。

登録方法はアプリストアで「母子モ」と検索するか、お使いのスマートフォンで右のコードを読み取り、ダウンロードしてください。プロフィール登録で住所を「那須町」にすると利用できます。

■問合せ こども未来課こども政策係 ☎72-6959



コードからダウンロード



乳児・妊婦健診や予防接種の案内も配信しています。